



マンガでわかる

健康保険のしくみ⑤



出産で会社を休んだときの保障ってあるの？

出産後は
また職場に復帰する
予定です

私はしばらく専業主婦だけど
仕事を続けながら
出産や育児となると大変よね

少なくとも
出産の前後は
会社を休まなくちゃ
いけないだろうし

産休
届け

あれっ
産休の間はやっぱり
給与って出ないのかしら？

ウチの会社は
出ないって
言っていたような…

健康保険で
何か特別な
制度があった
ような…

うーん
うーん

やっぱり
そうなんだ

女性の被保険者が出産のために会社を休み
その間給与がなかったときには
出産手当金が支給されるです！

けんぽ
ナビちゃん

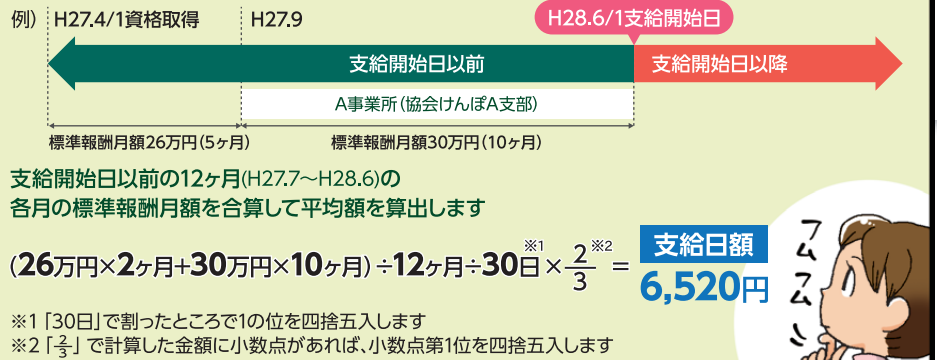
あっ
そうそう
出産手当金だ！



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

詳しくはウラ面で

支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合



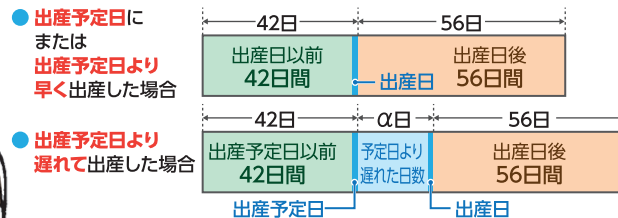
1日につき
「支給開始日以前1年間の
給与を基に計算された金額」
÷30×3分の2に相当する額を
受け取ることができます！

※ 支給開始日とは、いちばん最初に
出産手当金が支給された日

支給開始日以前の期間が
12ヶ月に満たない場合は
計算方法が異なるので
詳しくはwebで
確認してほしいです

出産手当金が受けられる期間は
こうなっています！

出産手当金が受けられる期間



女性には頼もしい制度ね！

けんぽナビちゃんの

ここがポイント！

☑ 女性が出産のため会社を休んだときには、**出産手当金が受けられます！**

協会けんぽに出産手当金支給申請書をご提出ください。

☑ 女性の被保険者の方が、**出産日前後の会社を休んだ期間**が対象です！

出産の日（出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）から、出産日の翌日以後56日目までの範囲内において、出産のために会社を休み、その間に給与の支払いがなかった場合。
出産が予定日より遅れた場合、遅れた期間についても支給されます。

☑ 1日あたりの金額は $\left[\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30\text{日} \times \frac{2}{3}$ です！

詳しくは、協会けんぽのwebサイトをご覧ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

お問い合わせ・ご相談は

059-225-3314

受付時間 8:30~17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

〒514-1195 津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル